

婚活支援のICTサービスにおける法規制の動向と安全確保の課題について

文教大学 情報学部 情報システム学科 教授 いけべ まさのり
池辺 正典

1. 婚活支援のICTサービスの現状と課題意識

近年、核家族化の進行や職場・地域コミュニティにおける人との接点の減少により、異性との出会いの機会が減少し、晩婚化といった課題が生じている。他方、スマートフォンの普及により、オンラインでの個人活動の場が拡大し、インターネット上でコミュニティを形成する機会も増加した。従来の異性との出会いの場として代表的なものには、「学校」、「職場や仕事」、「友人や兄弟姉妹からの紹介」が挙げられる。これに加えて、SNSの利用によって趣味や価値観が合う相手を手軽に探せる環境が整備されたことで、オンラインでの異性との出会いの機会も格段に増加したと言える。

こども家庭庁が実施した「若者のライフデザインや出会いに関する意識調査^[1]」によれば、配偶者や現在の交際相手・パートナーと実際に出会った場所として、マッチングアプリが22.7%と最も高く、次いで職場や仕事が19.5%、学校が15.2%と続いている。年代別に見ると、15～24歳では学校での出会いが最も高い一方で、25～34歳ではマッチングアプリが最多となり、35～40歳では職場や仕事に次ぐ比率となっている。このように世代によって傾向に差はあるものの、マッチングアプリが異性との出会いのきっかけとして、従来よりも高い比率を示すような社会的状況になりつつあることが分かる。もっとも、6割弱の半数以上は依然としてマッチングアプリの利用に抵抗を示していることから、現時点ではマッチングアプリが一定程度普及しつつあるものの、意欲的に出会いの場を探すとといった特定のユーザー層を中心とした受容の段階であると考えるのが妥当である。

2. 婚活支援のICTサービスにおけるトラブルの現状と特徴

このような背景の中で、配偶者及び交際相手との出会いの場としてICT技術が活用され、特にマッチングアプリが占める割合は近年顕著に増加している。このような状況を踏まえると、インターネット上における安心・安全な出会いの場を整備する必要があると考えられる。しかし、実際にはマッチングアプリ利用者が様々なトラブルに直面して

る現状がある。主なものとしては、性犯罪や性的搾取に関する問題、金銭に関する詐欺や勧誘行為、個人情報漏洩やなりすまし等のトラブルが挙げられる。

性被害等のトラブルは、マッチングアプリで知り合った後に、SNSやLINEなどの外部のメッセージアプリに誘導され、対面の場に移行した後に被害が発生するケースが多い。そのため、マッチングアプリとしての規制のみで対処することは難しいという構造的な問題がある。これらの問題は、対面による通常の犯罪としての対応になるため、利用者がトラブルに巻き込まれないようにするためには、トラブル事例等を事前に学習することによる教育の充実といった方向性での対応が必要である。また、詐欺被害に関しても、マッチングアプリからメッセージアプリへ誘引され、一度も対面することなく、結婚資金の準備などを名目に暗号資産投資に勧誘するといった手口が確認されている。2025年9月末時点では、マッチングアプリに起因する被害は1,284件発生^[2]しており、そのうち40～50代が6割を占める。詐欺被害の特徴としては、対面で会う前にメッセージアプリの連絡先が交換されること、実際に会わないまま結婚や金銭に関する話題が提示されるといった点が特徴として挙げられる。そして、個人情報漏洩やなりすましに関するトラブルは、利用者が想定していた相手と実際の人物が異なることで、性被害や詐欺被害を更に深刻化させる要因となる。このように、マッチングアプリ利用に伴うトラブルは、対面前後や外部のメッセージアプリへの誘因など複合的な状況が絡むため、利用者の安全確保には教育や注意喚起、事例学習といった事前対策が不可欠である。

3. 婚活支援のICTサービスに関する法規制について

このようなトラブルを抑止するために、国による法規制としては、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（通称、出会い系サイト規制法）^[3]」がある。この法律では、出会い系サイトを18歳未満の児童が利用できないように年齢確認等を行うこと、出会い系サイト（異性紹介サービス）を提供する事業者は、事業所の所在地となる都道府県の公安委員会に営業開始



届出書等の書類を提出する必要がある。出会い系サイトとは、正確にはインターネット異性紹介事業と呼称するが、その定義^[4]は以下の4点を満たすサービスである。

- 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
- 異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
- インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
- 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

これらの4点の要件を満たす場合、SNSも出会い系サイトとみなされるために、都道府県の公安委員会への届出が必要となる。このため、一般的なSNSは出会い系サイトの対象外であることを明示するために、異性の紹介を禁止もしくは制限するための利用規約やポリシー等を整備^[5]していることが多い。また、マッチングアプリ等を提供する異性紹介事業者は、都道府県の公安委員会への登録後、サービスの提供にあたって、利用者として児童（18歳未満）を含まないように年齢確認を行うことが義務化されている。ただし、法規制の枠組みの中では、児童の利用の制限や禁止誘引行為の書き込み削除等は可能であるものの、明確な悪意を持った利用者起因するトラブルに対応することは困難である。さらに、児童のインターネットでの出会いに関する制限として、16歳未満の子供とわいせつ目的で面会することを要求した場合に成立する「面会要求等の罪」が、2023年7月施行の刑法改正^[6]によって定められている。これは利用者を対象とした規制であり、異性紹介事業以外においても、性的な目的における未成年との出会いは制限されている。

4. 業界団体のガイドラインと自主的取組み

法規制による出会い系関連のトラブル対応の不足を補うために、マッチングアプリに関する業界団体では、より制限の強い自主規制用のガイドライン^[7]等を策定している。このガイドラインを満たすための実際の対応として、年齢確認のほかにマイナンバーカードを利用した本人確認、公的機関が発行する独身証明書の提出、投稿内容の監視及

び違反検知時のアカウント停止といった登録時や利用時の確認体制を組み込んだサービスの提供が行われている。そのほかにも、アプリケーションを配信する際のGoogleやAppleといったプラットフォームによるアプリ審査においては、出会い関連のカテゴリに属するアプリケーションは、異性紹介のための規制ではないが、子供の安全基準に関するポリシーの確認として未成年者の排除のための年齢確認方法の申告が必要^[8]となっており、実際の登録時に申告フォームから追加の情報の登録をする。

これらの自主規制により、利用者の安全性の向上や被害抑止に一定の効果があると考えられるものの、依然として課題は残されている。まず、マッチングアプリの提供事業者によって対応が異なる点が挙げられる。事業者によって年齢確認や本人確認の厳格さ、投稿内容の監視体制、違反検知後の対応方法に差があるため、利用者の安全性についてもばらつきがある。さらに、自主規制に違反した場合でも、法的拘束力が伴わないケースが多く、違反抑止の効果が限定的であるという問題がある。また、AI等を用いた自動監視や投稿内容の検知についても課題がある。犯罪や詐欺の手口は日々多様化・巧妙化しており、従来のルールや学習データのみでは対応が追いつかない場合がある。そのため、AIの精度を維持・向上させるためには、継続的に新たな犯罪手口や誘引方法を反映した学習データの確保が必要であり、AIの運用体制やデータの更新の仕組みも重要となる。加えて、AI監視の結果に基づく対応ルールや利用者へのフィードバックの明確化も不可欠であり、単なる監視システムの導入にとどまらない、総合的な安全管理体制の構築が求められる。

5. 安全な運用に向けた課題と今後の展望

以上の内容を振り返ると、マッチングアプリのサービス提供においては、利用者の安全性を確保するために、法規制と業界団体による自主規制の2種類の規制が存在していることが分かる。法規制は、児童の利用制限や年齢確認の義務化など、最低限の安全基準を定めるものであり、事業者に対して法的拘束力を伴う対応を求めるものである。一方、自主規制は、事業者の自主的な判断に基づき、マイナンバーカードを用いた本人確認や投稿内容の監視、違反検知時のアカウント停止といったより高度な安全対策を講じるものであり、法規制では対応できない部分を補う役割を果たしている。これらの規制により利用者の安全性をある程度確保できるものの、現状では事業者間の対応

格差や、違反が発覚した際の法的強制力の欠如といった課題が存在する。さらに、AIによる自動監視や投稿内容の検知は有効であるものの、犯罪手口や悪意ある誘導の手法は日々進化しており、継続的なAI学習や違反の判定アルゴリズムの更新が求められる。

こうした状況を踏まえると、安全なマッチングアプリの運用のためには、規制や監視技術の導入だけでなく、アプリの利用者自身のリスク対応能力を高める教育も不可欠である。利用者が安全にサービスを活用するために、通報機能や危険行動への警告表示による危険回避の仕組みやガイドラインの提供といった支援策の充実も求められる。また、トラブル発生時の対応フローを明確にし、運用基準の公開や自主規制の遵守状況を定期的にチェックすることで透明性を確保することは、利用者の信頼性の向上につながる重要な取組みである。

さらに、マッチングアプリの安全性を高めるためには、多層的なアプローチが不可欠である。具体的には、法規制や自主規制に加え、プラットフォームによるアプリ審査や、業界横断的な情報共有の仕組み、海外事業者・国際サービスへの対応策の整備を組み合わせることが重要である。技術的には、AIや機械学習を活用した不正行為検知の高度化や、犯罪手口の変化に応じた継続的学習も求められる。このように、規制・教育・技術・運用体制を包括的に整備することで、利用者にとって安心・安全な異性との出会いの場を提供することが必要であると考えられる。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP24K05887の助成を受けたものである。

参考文献

- [1] こども家庭庁、令和6年度若者のライフデザインや出会いに関する意識調査、<https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika#life-design-report>
- [2] 警察庁、最近のSNS型ロマンス詐欺の特徴について（令和7年9月末時点）、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/251105/01.html>
- [3] 警察庁 なくそう、子供の性被害、出会い系サイト規制法、https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/deai/regulatory.html
- [4] 警察庁、出会い系サイト規制法等の解釈基準、https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kaishakukijunR70611.pdf
- [5] LINEオープンチャット公式サイト、「出会い行為」の取り締まり強化について、https://openchat-jp.line.me/monitoring/warning/dating_guideline_nT2m10L8
- [6] 法務省、性犯罪関係の法改正等 Q&A、https://www.moj.go.jp/keijil/keijil2_00200.html
- [7] 一般社団法人 恋愛・結婚マッチングアプリ協会、恋愛・婚活マッチングアプリの業界自主基準、<https://matchingapps.or.jp/safety/>
- [8] Google Play Consoleヘルプ、子どもの安全基準に関するポリシーについて、<https://support.google.com/googleplay/android-developer/answer/14747720>